

## 6月定例会

# 自由通路条例の一部改正など12議案を可決

平成30年第2回定例会は5月31日から6月15日までの会期で開催しました。初日の本会議では、海老名駅自由通路と海老名駅西口特定公共施設の利用手続きなどを明確にするための条例改正や、現在 地元地域の代表者からの管理運営委員会により管理運営されている門沢橋コミニティセンターに指定管理者制度を導入するための条例改正など、11議案が提案され、最終的には市長から新たに1件の議案、議員から2件の意見書案が提案されました。ここでは、委員会に付託された主な議案の委員会審査概要を報告します。提案された全ての案件の件名および審議結果は、最終面「平成30年第2回定例会の会議結果」のとおりです。

### 海老名駅自由通路設置条例及び海老名駅西口特定公共施設設置条例の一部改正について

海老名駅自由通路



海老名駅自由通路および海老名駅西口特定公共施設をより利用しやすい施設とする目的として、利用手続きなどを明確にするための改正です。

両条例は、平成27年10月に施行して2年以上が経過し駅周辺の状況が大きく変わったことを受け、今回の条例改正により、市民および利用者にとって利用しやすい制度を目指すものです。主な改正内容は、利用承認の有無や禁止行為を明確化するもので、賛成多数で原案可決されました。

経済建設常任委員会の審査概要是次のとおりです。

問 歩行者の歩行空間を

3・5メートル以上確保し、かつ

利用する場所の範囲が10平方メートル未満の場合の利用承認について伺います。

答 この場合の利用承認は不要です。ただし、當利行為などであれば利用承認が必要となります。

問 利用承認における利用時間と面積の考え方につい

て伺います。

答 1時間以内の場合は、利用承認は不要です。継続して1時間以上利用する場合は必要となります。基本は個別の面積、時間で考えております。

問 営利目的の活動と市民の自由な活動の双方がうまくいくようにするための改正ですか。

答 自由通路や西口特定公共施設を安全、安心に利用していくことと、施設を使って駅周辺のにぎわい創出を図るという両方を勘案したものです。

問 利用手続きをわかりやすく、利用しやすい施設にするということなので、今後も条例改正を視野に入れながら運用していくだければと思います。

一方で、条件をつけることは、それらにとらわれた判断になってしまします。自由通路などは道路交通法のその他の道路なので、道路交通法を超えるものであってはならないといった意見もありました。

### コミニティセンター条例の一部改正について

### 住宅政策審議会条例の制定について

門沢橋コミニティセンターと隣接する有馬図書館との集約化や多機能化をすることで、利用者サービスの向上、経費の削減、事務の簡素化、施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度の導入に必要な改正を行うもので、賛成多

数で原案可決されました。総務常任委員会の審査概要是次のとおりです。

問 門沢橋コミニティセンターと有馬図書館を一体的管理とする経緯について伺います。

答 両施設の管理運営については、門沢橋コミニティセンターは管理運営委員会が、有馬図書館は指定管理者が実施しています。このようなか、館長やスタッフのなり手不足や苦情の処理に苦慮しているといった理由から、昨年の8月、地元自治会から両施設の一体的管理による経費の削減が提案され、また、管理運営委員会による運営を返上したいとの要望がありました。それを受けて、管理手法の一つである指定管理者制度の導入が合理的であると判断しました。

問 一體的管理を行うことによって削減される経費や向上する利用者サービスについて伺います。

答 両施設が一體的管理されることにより、人件費や保守料などの経費が一本化されることでの経費の削減を見込んでいます。利用者サービスについては、現在

は別々に開催している自主事業やイベントを一體的に行なうことができ、開館時間も合わせることができるといった面で、利便性がよくなると考えています。

問 地元の意見を反映させ、よりよい管理運営に努めるよう期待します。



門沢橋コミニティセンターと有馬図書館